

お知らせ

トータルライフサポート事業について

平成 30 年 7 月 1 日よりトータルライフサポート事業が始まりました。皆様のご利用に感謝いたします。同事業は、組合員資格を喪失されると、サービスのご利用ができなくなります。今回退職に伴い、組合員資格を喪失された場合には、先日お送りした会員証（下記見本参照）を破棄していただくこととなります。お手数をおかけしますがよろしくお願いします。

なお、3 月 31 日付けで退職される方の取扱は、下記のとおりとなります。

事例 1 再任用（フルタイム勤務）→引き続きご利用ください。

事例 2 再任用（ハーフタイム等勤務）→資格喪失（会員証破棄）

事例 3 退職し、任意継続組合員へ→資格喪失（会員証破棄）

事例 4 他の共済組合及び健康保険の組合員及び被扶養者→資格喪失（会員証破棄）

※その他不明の点がございましたら、担当までご連絡ください。

担当：総務・厚生グループ 017-734-9912

シルバー
タイプ

会員証見本



券面がシルバーのカード

お知らせ

健康ポイント付与事業について

**初回登録をまだされていない方は、
支部の健康ポイントサイトにアクセスし、初回登録をお願いします。**

健康ポイントは、個人が取り組む健康行動に付与されるポイントのほか、支部で実施する健康づくり事業への参加、人間ドックやがん検診の受診など、支部が組合員に付与するポイントがあります。

初回登録のない方には、健康ポイントを付与することができませんので、是非、初回登録をお願いします

3 月 31 日付けで退職される方へ

付与された健康ポイントは、**2020 年 3 月 31 日まで有効**とします。
500 ポイント以上から商品と交換できますので、お早めに交換してください。

※組合員資格を喪失された方及び任意継続組合員の方は、新たな健康ポイントの付与は終了となりますのでご了承ください。

担当：給付・保健グループ 017-734-9916